

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
9月11日
(金曜日)

目次

- 告示
- 一 管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課).....
 - 一 管理美容師資格認定講習会の指定(生活衛生課).....
 - 一 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....
 - 公告
 - 一 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件)(県民生活課).....
 - 一 土地改良区役員の届出(農村整備課).....
 - 一 土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....
 - 一 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(小潮換地区)換地計画書の縦覧(農村整備課).....



山口県告示第三百六十三号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十一年九月十一日

山口県知事 二井 関成

一 講習会の主催者

名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都江東区有明三丁目一番地二五

二 講習会の開催期間

平成二十二年二月八日(月曜日)から同年三月一日(月曜日)まで

三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

四 講習会の受講料

一万八千円

山口県告示第三百六十四号

美容師法(昭和三十二年法律第六十三号)第十二条の三第二項の規定により、次の講習会を管理美容師資格認定講習会として指定した。

平成二十一年九月十一日

山口県知事 二井 関成

一 講習会の主催者

名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
所在地 東京都江東区有明三丁目一番地二五

二 講習会の開催期間

平成二十二年二月八日(月曜日)から同年三月一日(月曜日)まで

三 講習会の開催場所

山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館

四 講習会の受講料

一万八千円

山口県告示第三百六十五号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示(昭和四十一年山口県告示第四百六十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月十一日

山口県知事 二井 関成

一 の表中

柳井交通安全協会 会長 岩長昇	柳井市南町二丁目四番一八号	柳井交通安全協会	南町二丁目四番一八号 山口県柳井警察署	平成三三、三二、二七
--------------------	---------------	----------	------------------------	------------

を

株式会社柳井自動車学校	九七の二 柳井一六	山口県柳井自動車学校	九七の二 柳井一六	平成二一、一〇、一
柳井交通安全協会 会長 岩長昇	柳井市南町二丁目四番一八号	柳井交通安全協会	南町二丁目四番一八号 山口県柳井警察署	平成三三、三、二七

に改め

る。



(二九六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年十月二十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年九月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十一年八月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 萩元気食の会

代表者の氏名 岡野 芳子

主たる事務所の所在地 萩市大字今古萩町一三番地

三 定款に記載された目的

萩の地域性を生かして、食を核とした魅力的なまちづくりに取り組み、市民の健康づくりを推進するとともに、観光振興に寄与すること。

(二九七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年十

一月二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年九月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成二十一年八月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 優友遊

代表者の氏名 竹林 幸友

主たる事務所の所在地 下関市吉見古宿町二番一〇号

三 定款に記載された目的

地域で暮らす人々に対して、身体が不自由になっても、生涯を通じて文化的な生活が送れるよう、また、誇りをもって地域で生きていくことができるように介護支援や生涯学習支援に関する事業を行い、活力ある地域社会の実現に寄与すること。

(二九八) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十一年九月十一日

山口県知事 二井 関 成

就任した役員

土地改良区の名 称 理事の別 氏 名 住 所

周東中曾根土地改良区 監 事 山口喜代巳 岩国市周東町西長野三〇一

(二九九) 土地改良事業の工事の完了

次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十一年九月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称

二 県営佐山新地区経営体育成基盤整備事業
工事完了の時期

平成二十一年五月二十八日

(三〇〇) 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(小潮換地区)換地計画書の縦覧
土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、
県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業の施行に係る小潮換地区の換地計画を定め
たので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦
覧に供します。

平成二十一年九月十一日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業(小潮換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年九月十四日から同年十月五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

平成二十一年九月十一日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁